

超簡易版BCP「これだけは！」シート (新型コロナウイルス感染症対策版)



©2014 大阪府もずやん

府制作「中小企業における新型コロナウイルス感染症対策」の動画も公開中です！



大阪府富田林保健所長による
実例を交えた6本の動画です！

◎ (注1) 事業継続目標について

事業継続目標とは、企業の存続及び供給責任の観点から、優先的に復旧・継続すべき事業に対する具体的な目標（製品・サービスの供給量など定量的な目標）のことです。事業中断時においては、経営資源（人・物・金・情報）が欠乏し、全ての事業（製品・サービスの供給）を復旧・継続することは現実的に困難であることから、予め事業継続目標を明確にしておく必要があります。

〈目標設定にあたってのポイント〉

自社の存続及び事業継続において必須とされる製品やサービスなどに関わる事業について具体的な目標を設定しましょう。

- 法律又は規則によって緊急時の供給責任が問われる事業
(例：人命に関わる事業、インフラ事業等、社会機能維持に関わる事業など)
 - 売上や利益が全体比率において多数を占めている製品やサービスを中心とした事業
 - 利害関係者(取引先、消費者など)から緊急時の供給責任が求められる事業
- ⇒上記を検討し、人命の安全確保、事業継続に必要な人材の確保、サプライチェーンの維持の観点等もふまえて総合的に勘案し、自社の事業継続目標を明確にしてください。



◎ 衛生用品について (参考元：厚生労働省「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」)

感染症対策に衛生用品は不可欠です。マスク、アルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール）消毒液、塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム：濃度0.05%に希釈したもの）、ゴム手袋、ゴーグルなど、従業員数や組織規模などを勘案して必要数を算出し、予め確保しておきましょう。

新型コロナウイルス消毒・除菌方法一覧 (それぞれ所定の濃度があります)

方法	モノ	手指
水及び石鹼による洗浄	○	○
熱水	○	×
アルコール消毒液	○	○
次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素系漂白剤）	○	×
手指用以外の界面活性剤（洗剤）	○	未評価
次亜塩素酸水（一定条件を満たすもの）	○	未評価

◎ 新型コロナウイルス感染症に関する参考WEBサイト



大阪府
特設サイト



内閣官房
感染症対策



外務省
海外安全情報



厚生労働省
感染症について



経済産業省
支援策

感染拡大を防ぐためには、早期発見・治療が大切になります。そのため、従業員の体調不良時や濃厚接触者となった際に報告をしやすい事業所内の環境づくりをお願いします。感染者へのこころのケア、復職時の迎え入れについてもご配慮いただきますようお願いいたします。また、感染後は、後遺症が残る場合があることに理解をお願いします。

【お問い合わせ先】 大阪府 商工労働部 中小企業支援室 経営支援課 経営革新グループ

電話番号：06-6210-9494 FAX：06-6210-9504

メールアドレス：keikaku-h17@gbox.pref.osaka.lg.jp

大阪府 BCP

検索



○ 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは？

「企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと」※です。

BCPは、企業の事業継続を脅かす様々なリスクを対象としており、新型コロナウイルスなどの感染症も一つのリスクです。

※引用元：中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針～緊急事態を生き抜くために～」

○ 感染症対策におけるBCPの重要性

新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等の感染症を対象とするBCPは、地震や風水害などの自然災害を対象としたBCPと共通する要素もありますが、両者の相違点を把握した上で、事業継続方針や優先的に復旧・継続すべき事業を予め定め、具体的な事業継続の取り組みを検討する必要があります。

感染症対策のBCP策定においては、自然災害のように、社屋や設備機器などへの直接的な被害が想定されない一方で、時短営業や休業要請、勤務体制の変更など、感染拡大に伴う社会全体の要請への対応が求められ、加えて従業員や来訪者への感染予防対策を講じる必要があります。また、感染症の流行が長期・広範囲となった場合、サプライチェーンを構成する事業者の事業中断が、自社事業にも影響を及ぼすことなどを想定した上で、必要な対策を検討しておくことも大切です。

このような観点から、大阪府では、現在流行中の新型コロナウイルス感染症に対応し、最低限決めておくべき項目に「ほりこんだ様式「大阪府超簡易版BCP『これだけは！』シート（新型コロナウイルス感染症対策版）」を作成しました。

このシートをご活用いただき、事業継続に役立ててください。

※このシートの作成にあたっては、大阪市新型インフルエンザ等対策有識者会議委員 松井裕一朗氏に監修いただきました。